大韓民国の初回報告書に関する総括所見（JD仮訳）  
CRPD / C / KOR / CO / 1

2014年10月29日

障害者権利委員会

I.　はじめに  
1.委員会は、2014年9月17日および9月18日に開催された第147回および第148回会合において、韓国の初回報告書（CRPD / C / KOR / 1）を検討し、2014年9月30日に開催された第165回会議で以下の総括所見を承認した。

2.委員会は、委員会の報告ガイドラインに従って作成された韓国の初回報告書を歓迎し、委員会が作成した事前質問事項に対する締約国の書面による回答（CRPD / C / KOR / Q / 1 / Add.1）に感謝する。

3.委員会は、締約国代表団との有意義な対話を高く評価し、関連する政府省庁の多くの代表者を含む代表団の力量について締約国を賞讃する。委員会は、韓国国家人権委員会の自主的な参加を歓迎する。

II.肯定的側面  
4.委員会は、締約国に対し、条約の多くの分野における進展と、2012年8月5日に発効した障害児福祉支援法の制定を含む立法面の整合化を歓迎する。委員会は障害者のための差別禁止および救済法の存在を評価する。また障害者のための5カ年政策開発計画の策定を歓迎する。

5.委員会は、特に、アジア太平洋地域の障害を持つ人々の権利を実現する仁川戦略のスタートと実行を支援するイニシアチブを含め、障害者の権利に関する国際協力に関する多数の措置に関し、締約国を賞讃する。

III. 主な懸念事項と勧告事項

A.一般原則と義務（1-4条）  
6.委員会は、障害者福祉法が障害の医療モデルを拠り所としていることを懸念する。

**7.委員会は、締約国が障害者福祉法の見直しを行い、条約に盛り込まれている人権に基づく障害へのアプローチとの一致を図ることを勧告する。**

8.委員会は、障害者福祉法に基づく新たな障害判定および等級制度が、医療評価のみに依存したサービス提供を行い、障害者のさまざまなニーズを考慮せず、心理社会的障害を有する者を含む全障害者を対象としていないことを懸念する。委員会はまた、結果として、この制度が、福祉サービスとパーソナルアシスタンスのための障害者の受給資格を等級に基づいて制限していることに懸念を抱いている。

**9.委員会は、障害者の特性、状況、ニーズを確実に反映するために、そして心理社会的障害を有する者を含めて障害を有するすべての人々に、その要求に応じて福祉サービスとパーソナルアシスタンスを拡大するために、障害者福祉法に基づく現在の障害の判定と等級制度を見直すよう、締約国に勧告する。**

**10.委員会は、締約国に条約の選択議定書を批准することを推奨する。**

B.特定の権利（第5-30条）

平等と非差別（第5条）  
11.委員会は、2008年の障害者差別禁止及び救済法が効果的に履行されていないことを懸念している。特に救済措置を求めている苦情の大多数が解決されていないことが懸念される。委員会は、裁判所が命令権を行使する必要があると認識する。

**12.委員会は、締約国が国家人権委員会の人的資源の充実を図り独立性を強めることを勧告する。また、裁判所による救済へのアクセスを確保するために、障害者差別の被害者に対して訴訟費用を免除または減額すること、および司法長官による救済命令の発行のための要件を引き下げることを勧告する（障害者差別禁止及び救済法第43条の規定）。委員会はまた、障害者差別禁止及び救済法を効果的に実施する必要性について裁判官の意識を高め、かれらに与えられた命令権限を適切に行使させることを締約国に奨励する。**

障害のある女性（第6条）  
13.委員会は、障害者に関する法律および政策にジェンダーの視点が含まれていないことを懸念している。また、女性の障害者に対する家庭内暴力や居住施設の内外における性的暴力を防止するための十分な措置が不足していることも懸念している。さらに、障害を持つ女性や少女たちが生涯教育プログラムに参加する上で直面する困難や、妊娠中や子育て中の障害のある女性への十分な支援の欠如にも懸念を抱いている。

**14.委員会は、締約国が障害の法律および政策におけるジェンダーの視点をないがしろにせず、障害のある女性のための特別な政策を策定することを勧告する。特に、性的暴力や家庭内暴力を防止するための教育プログラムを策定する際に、障害を意識した視点を導入することにより、居住施設内外の女性の障害者に対する暴力に対処する効果的な措置を講じることを勧告する。委員会はさらに、締約国が、普通教育を修了した人もそこから除外された人も含め、障害のある女性が彼らの選択とニーズに応じて、適切な生涯教育を受けることを確保することを勧告する。また、妊娠中および子育て中の障害を持つ女性への支援を拡大することを勧告する。**

意識向上（第8条）  
15.委員会は、締約国が、条約の内容と目的を、政府職員、国会議員、メディアおよび一般市民に対して体系的かつ継続的に公表し、教育していないことを指摘する。

**16.委員会は、人権の保有者としての障害者の積極的なイメージを強化するための意識向上キャンペーンを強化することを締約国に奨励する。特に、締約国が、条約の内容と目的を、政府職員、議員、メディアおよび一般の人々に体系的かつ継続的に公表し、教育することを勧告する。**

アクセシビリティ（第9条）  
17.委員会は、農村部および都市部におけるアクセス可能なバス数およびタクシー数が少ないことを懸念している。また、アクセシビリティ基準の適用対象の建物がミニマムサイズ、収容定員、建設日によって制限され、すべての公共建物にまだ適用されていないことも懸念される。委員会はさらに、多くのウェブサイトが視覚障害者にとってアクセス不能であり、聴覚障害および知的および心理社会的障害などの各障害タイプのウェブアクセシビリティへの対応が依然として弱いことを懸念している。

**18.委員会は、障害者があらゆる種類の公共交通機関を安全かつ便利に使用できるようにするため、国が現行の公共交通政策を見直すことを勧告する。条約第9条およびアクセシビリティに関する委員会の一般的意見2号（2014）に従って、締約国は、そのサイズ、収容定員または建設日にかかわらず、すべての公共施設および職場にアクセシビリティ基準を適用することを奨励する。委員会はさらに、すべての障害者が他の人と平等にインターネットウェブサイトを介して情報にアクセスできるようにし、視覚障害者やその他の障害者のスマートフォンへのアクセスを容易にするための関連法律を改正することを勧告する。**

危険な状況および人道上の緊急事態（第11条）  
19.委員会は、自然災害を含む緊急時の状況において、障害を持つ全ての人々にとって入手可能な形式での具体的な戦略が欠如していることを懸念している。委員会は、特に、建築基本法と障害者、高齢者、妊婦のための利便性促進法の施行令に、障害者のための避難制度が含まれていないことを懸念している。

**20.委員会は、締約国が、自然災害の発生を含むリスクのある状況において、障害者の特性を考慮しつつ障害者の保護と安全を確保するための包括的な計画を採択し、実施することを勧告する。また、すべての災害リスク軽減政策とその実施のすべての段階とレベルで普遍的なアクセシビリティと障害を含めることを確保するよう勧告する。**

法律の前にひとしく認められる権利（第12条）  
21.委員会は、2013年7月に導入された新しい成年後見制度が、疾病、障害または老化によって引き起こされる心理的制限のために、持続的に課題の遂行ができないとみなされる人物の財産および個人的問題に関する決定を、後見人にゆだねていることを懸念する。委員会は、このような制度は、条約第12条の規定に反して、支援つき意思決定の代わりに代理人による意思決定を促進し続けるものであると考える。この規定は法律の前にひとしく認められる権利に関する委員会の一般的意見第１号（2014年）で詳しく説明されている。

**22.委員会は、締約国が代理意思決定から、その人の自主性、意志および嗜好を尊重し、条約第12条および一般コメントNo.1を完全に遵守する、支援つき意思決定に移行することを勧告する。この意思決定には、医療に関するインフォームドコンセントを与えたり撤回したりすること、司法を利用すること、投票したり、結婚したり、仕事をしたり、居住地を選択するなどの個人の権利が含まれる。さらに、委員会は、公務員、裁判官、ソーシャルワーカーを含むすべての関係者のために、国家、地方、地域レベルで、障害者およびその代表組織との協議と協力のもとで、障害者の法的能力と支援つき意思決定の仕組みに焦点を当てた研修を行うことを勧告する。**

司法へのアクセス（第13条）

23.委員会は、障害者のための司法手続中に政府に合理的配慮の確保を要求する、障害者差別禁止および救済法第26条が効果的に実施されていないことを懸念している。司法職員が障害者の権利を十分に認識していないことも懸念される。委員会は、2013年に最高裁判所が公表した障害者司法扶助ガイドラインの存在を認識している。

**24.委員会は、障害者差別禁止および救済法第26条の効果的な実施を確保するための努力を締約国が強化することを勧告する。さらに委員会は、警察官、刑務所職員、弁護士、司法官、裁判所職員のためのトレーニングプログラムに、標準モジュールを組み込むよう勧告する。このモジュールには、障害者との対応、合理的配慮（特に手続き面や年齢や性別に配慮した合理的配慮）の提供、および司法へのアクセスの保証が含まれる。韓国最高裁判所が公表した障害者への司法支援指針が法的拘束力を伴って、効果的に実施されることを勧告する。**

身体の自由および安全（第14条）

25.委員会は、精神保健法の現行の条項および法改正案が、障害を理由として自由を奪うことを認めていることを懸念している。また、心理社会的障害を持つ人々の自由かつインフォームドコンセントのない長期的な入院を含む、入院率の高さにも懸念を有している。

**26.委員会は、心理社会的または知的障害を含む障害を理由として自由を剥奪することを可能にする既存の法的規定を廃止し、すべての精神保健サービスを含む保健医療サービスを自由かつインフォームドコンセントに基づくものとする対策を採用することを勧告する。委員会はまた、法律が改正されるまでの期間に、病院や専門機関における障害者の自由剥奪のすべての事例を見直し、その見直しを不服申し立て可能なものとすることを勧告する。**

27.委員会は、裁判を受ける資格がないと宣言された障害者について、実効ある権利擁護と保障措置についての情報、すなわち韓国における公平な裁判の権利に関する情報の欠如を懸念している。委員会は、そのような人に対する法的援助の提供と非有罪判決の提示に関する情報が締約国から提供されたことを認識している。しかし、韓国が裁判に適さないとみなされる人に対して制裁として適用される実際の措置に関する情報は提供されなかった。

**28.委員会は、障害者に対する公正な裁判と適法な手続き保証を確実にする手続的配慮の確立を勧告する。また、裁判を受ける資格がないとする宣言を刑事司法制度から削除し、他の人と平等に障害者に正当な手続きを保障することを勧告する。**

拷問や残酷で非人道的で品位を傷つける取り扱いや刑罰からの自由（第15条）

29.委員会は、精神科病院において、心理社会的障害を有する者が、隔離室への拘束、繰り返される殴打、拘束および過度の薬物治療を含む、残虐で非人道的なまたは品位を下げるような治療と見なされる行為を受けていることを懸念する。

**30.委員会は、障害者に残酷で非人道的で品位を下げるような扱いと処罰を科す強制治療を廃止するよう締約国に要請する。入院制度が継続される限り、委員会は、障害者の組織が確実に参加する効果的な外部独立モニタリングメカニズムの確立を通じて、あらゆる種類の暴力、虐待、および非人道的取り扱いから精神科病院の障害者を保護することを締約国に要請する。**

搾取、暴力、虐待からの自由（第16条）

31.委員会は、障害者が強制労働を含む暴力、虐待、搾取に直面し続けていることを懸念している。また、加害者を処罰し、犠牲者に賠償を提供することができずにいることを懸念する。さらに、性的および家庭内暴力の被害者以外に関しても障害のある被害者の保護施設がないことについて懸念している。

**32.委員会は、締約国に対し、施設内外の障害者が経験する暴力、搾取、虐待のすべての事例を調査するよう、締約国に要請する。加害者が処罰され、被害者が賠償を受けることを確実にするよう要請する。犠牲者となった障害者のための利用しやすい保護施設を提供することを要請する。委員会は、特に、締約国が障害者の強制労働の事件についての調査を強化し、被害者に十分な保護を提供することを勧告する。**

個人をありのままの状態で保護すること（第17条）

33.委員会は、法的規定で禁じられているにもかかわらず、障害を持つ女性に対する強制不妊手術の事例について懸念している。また、この問題に関して締約国が行なった調査に関する情報がないことも懸念されている。

**34.委員会は、締約国に対し、障害のある女性および少女の家族、地域社会および施設内で彼女らの権利に対する意識を高めることによって、および、強制不妊手術からの保護を効果的で利用しやすいものとする仕組みを確立することによって、強制不妊手術を根絶するための措置をとることを要請する。委員会は、強制不妊手術の最近および現在の事例について、締約国が調査を実施することを勧告する。**

移動の自由（第18条）

35.委員会は、「理由がなく、滞在のための介護者を伴わない」心理社会的障害を有する人々の締約国への入国を拒否する入国管理法第11条と、障害のある移民に対して基本的障害サービスを制限する障害者福祉法第32条の規定を懸念する。

**36.委員会は、障害者が韓国に入国する権利を奪われないために、また障害のある移民が基本的な障害サービスを制限なく受けられるようにするために、入国管理法第11条及び障害者福祉法第32条を廃止することを勧告する。**

自立した生活および地域社会への包容（第19条）

37.委員会は、障害者施設とその居住者の数の増加に反映されているように、脱施設化戦略の効率性の欠如と、地域社会に障害者を含めることを目的とした十分な対策が不足していることを懸念する。またパーソナルアシスタンスサービスを含むすべての必要な支援サービスを提供しながら障害者をコミュニティに組み込むための方針の欠如を懸念する。

**38.委員会は、障害の人権モデルに基づいた効果的な脱施設化戦略を策定し、パーソナルアシスタンスサービスを含む地域社会の支援サービスを大幅に増やすよう、締約国に要請する。**

39.委員会は、障害者がパーソナルアシスタンスサービスを受けるために支払う必要がある金額が、障害者の特性、状況およびニーズよりもむしろ「機能障害の程度」に基づいて計算され、また障害者本人の収入よりもむしろ家族の収入に基づいて計算され、その結果、障害を持つ一部の人がパーソナルアシスタンスサービスの受給から排除されていることを懸念する。

**40.委員会は、障害者が地域社会において独立して暮らすことができるように、社会扶助プログラムが十分かつ公正な財政援助を提供することを締約国に奨励する。委員会は、特に、締約国が、「障害の程度」ではなく障害者の特性、状況およびニーズに基づいて、また家族の収入ではなく障害者本人の収入に基づいて、パーソナルアシスタンスサービスの利用料を決めるよう勧告する。**

表現と意見の自由と情報へのアクセス（第21条）

41.委員会は、韓国で使用されている手話が国の公用語として認められていないことや、点字を公式の文字として宣言する法案が国会で保留されていることを懸念している。また、障害者のための放送資料、特にテレビ番組へのアクセスを確保する規制には、量的基準が含まれているが、番組の品質を保証する基準がなく、手話、字幕、説明的なビデオ/オーディオ記述、読みやすい/わかりやすいコンテンツ、その他のコミュニケーションのアクセス様式、モード、および手段による十分な利用しやすい情報を提供していないことを懸念している。

**42.委員会は、締約国に対し、韓国の公用語として韓国手話を認定し、点字を法的文字と認定する法案を採択することを奨励する。さらに、障害者のための放送素材へのアクセスを確保するための規制には、プログラムの質的基準を含め、手話、字幕、説明的なビデオ/オーディオ記述、読みやすい/簡単なコンテンツ、その他のコミュニケーションのアクセス様式、モード、および手段を介して、十分な利用しやすい情報を提供する基準を含めることを勧告する。**

家庭および家族の尊重（第23条）

43.委員会は、障害児の家族に提供される支援サービスが、重度障害者のいる低所得者家族に限定されていることを懸念する。供給不足のため、そのようなサービスでさえ不十分である。さらに委員会は、政府が障害児を養子にした家族に対して障害児を産み育てている家族に対するよりも多くの補助金と便宜を与えていることを憂慮している。このため障害児が生まれた家庭、とくに複合的なスティグマに直面する母子家庭の母親が障害児を遺棄することがうながされ、子どもの家族の一員である権利が否定されることを懸念する。

**44.委員会は、母子家庭の母親を含め、障害児の両親が家族内で子どもを養育し、障害児が家族の一員であることの権利を確保するための支援を受けることを可能にし、他の子供たちと平等に地域社会に参加することができるための包括的な政策の法的基盤を提供し、実施することを締約国に勧告する。**

教育（第24条）

45.委員会は、インクルーシブな教育政策が存在するにもかかわらず、通常学校の障害のある学生が特別学校に帰されていることを懸念している。さらに、正規の学校に在籍している障害のある学生が、機能障害関連のニーズに適した教育を受けられないという報告があることも懸念される。

**46.委員会は、締約国に対し、次の勧告をする。**

**（a）現在のインクルーシブ教育政策の有効性に関する研究を行う。**

**（b）とくに教室での支援技術（補助器具）と支援、アクセス可能で配慮された教材やカリキュラム、およびアクセス可能な学校環境を提供することにより、インクルーシブな教育と合理的配慮を学校や他の学習機関に提供する努力を強める。**

**（c）通常の学校の教師や管理者を含む教育関係者のための訓練を強化する。**

健康（第25条）

47.委員会は、最近改正された商法第732条が、「精神的能力を有する」場合に限り、障害者の生命保険契約を認めるとしていることを懸念する。委員会は、「精神的能力」を理由とする保険契約の否定は、障害者に対する差別を構成すると認識する。

**48.委員会は、「精神的能力を有する」場合に限り障害者の生命保険契約を認める商法第732条を廃止するよう締約国に奨励し、「条約」の第25条（e ）の留保を取り下げるよう推奨する。**

労働と雇用（第27条）

49.委員会は、最低賃金法が「労働能力が明らかに不足している」者を最低賃金の支給対象から除外していることと、働く能力の欠如を評価し判定するための明確な基準を欠いていることを懸念する。その結果、多くの障害者、特に心理社会的障害を持つ人々は、最低賃金以下の報酬を受け取っていること、そしてそのような労働者を、一般労働市場への参加の準備を目的としない保護的作業所に配属することが続いていることを懸念する。

**50.委員会は、最低賃金法の最低賃金の支給対象から除外された障害者を補償するための賃金補填制度を締約国が導入するよう奨励するとともに、保護的作業所を廃止し、障害者組織との緊密な協議のもとで、条約に従って障害者の雇用を促進する新たな対策を模索するよう推奨する。**

51.委員会は、障害者の義務的割り当て雇用制度の存在にもかかわらず、障害者、特に障害のある女性の失業率が一般の人より高いことを懸念している。

**52.委員会は、障害のある女性の雇用に特に注意を払いつつ、雇用格差を縮小する措置を設けることを締約国に勧告する。とりわけ、締約国が、障害者の義務的割り当て雇用制度の効果的な実施と、その分野における成果および結果に関する統計を公表することを勧告する。**

妥当な生活水準および社会的保護（第28条）

53.委員会は、全国基礎的生活保障法が、家族が一定の収入または財産を有する障害のある人々を最低生活支援の給付から除外していることを懸念する。また、最低生活支援の受給資格は、既存の障害等級制度に基づいており、「重度障害者」に限定されていることも懸念される。

**54.委員会は、最低生活支援の給付を、障害等級制度と家族の収入および財産に基づいてではなく、障害者個人の特徴、状況およびニーズに基づいて認定するよう勧告する。**

政治および公的活動への参加（第29条）

55.委員会は、多数の投票所が障害者にとって十分にアクセスできず、投票情報が様々な種類の障害を考慮したうえで提供されていないことを懸念している。また、障害者の政治活動への参加度が低いこと、また障害者が直面している障壁のために選挙候補者としての参加度が低いことが懸念される。また、無能力者と宣言された人の投票権と被選挙権が否定されていることも懸念される。

**56.委員会は、障害の有無にかかわらず投票がすべての人に完全にアクセス可能であり、選挙情報がすべてのアクセス可能な形式で提供されるように、努力を強化することを締約国に勧告する。さらに、締約国は、参加者が選挙によって決定される機関への障害者の参加を促進するための具体的な措置を取ることを勧告する。また、締約国は、投票権と立候補権を否定している条項を撤回し、障害の種類にかかわらず投票権と立候補権を与えるよう勧告する。**

文化的な生活、レクリエーション、余暇、スポーツへの参加（第30条）

57.委員会は、盲人、視覚障害者または印刷物へのアクセスが困難な障害等のある人が印刷物にアクセスできるようにするための「盲人、視覚障害者、その他の印刷物に係わる障害のある人の公開作品へのアクセスを促進するマラケシュ条約」を締約国が批准していないことを懸念する。

**58.委員会は、締約国に対し、できるだけ早期にマラケシュ条約を批准し、実施するためのあらゆる適切な措置をとることを奨励する。**

C.特定の義務（第31-33条）

統計とデータ収集（第31条）

59.委員会は、締約国が収集した障害者に関する統計データが、障害者の多様性を考慮していないため、障害者に対する各政策の影響を評価することができないことを懸念している。また、統計データがアクセス可能なすべての形式で作成されておらず、共有されていないことも懸念される。

**60.委員会は、締約国が、性別、年齢、障害、居住の場所、地理的区域および受給した給付の種類によって分類されたデータの収集、分析、および普及を体系化し、アクセス可能な形式で情報を提供することにより、統計をすべての障害者が自由にアクセスできるものとすることを勧告する。**

国内の実施とモニタリング（第33条）

61.委員会は、障害者政策局が条約全体の実施を担当し、障害者政策調整委員会が基本的障害者政策の策定、調整、監視をし、国家人権委員会が、条約の実施に関して障害者政策調整委員会に助言またはコメントを提供していることを認識している。しかし、委員会は、障害者政策調整委員会が適切に機能しておらず、国家人権委員会が条約の実施を効果的に監視するのに十分な人的資源と財源を有していないことを懸念している。

**62.委員会は、締約国が、障害者政策調整委員会が障害者に関する政策の効果的な開発と実施の役割を果たせるようにすること、そして韓国人権委員会に条約の実施を効果的に監視するための十分な人的・財政的支援を提供することを勧告する。委員会はまた、締約国が条約の実施のモニタリングに障害者および代表組織の全面的な参加を確保するための法的規定を採択することを勧告する。**

フォローアップと普及

63.委員会は、本総括所見に記載されている委員会の勧告を実施するよう締約国に要請する。締約国は、政府と議会のメンバー、関連する省庁、地方自治体、教育、医療、法律専門家などの関連する専門家集団、およびメディアに対して、この総括所見を検討し行動に移せるよう最新の社会的コミュニケーション手段を使用して伝達することを勧告する。

64.委員会は、締約国に対し、市民社会組織、特に障害者組織を定期の締約国報告の作成に参加させるよう強く奨励する。

65.委員会は、締約国が、非政府組織および障害者を代表する組織、ならびに障害者自身およびその家族に対して、手話を含む国の言語および少数民族の言語で、またアクセシブルな様式で、人権に関する政府のウェブサイト上で利用できるように、この総括所見を広範に広めるよう要請する。

次のレポート

66.委員会は、締約国に対し、2019年1月11日までに第2回および第3回の定期報告書を提出し、そこに本総括所見の実施に関する情報を含めることを要請する。委員会は、簡素化された報告手続きの下で上記の報告書を提出することを検討するよう締約国に要請する。この手続きでは、委員会は、締約国報告の提出日の少なくとも1年前に事前質問事項を作成し、それへの回答が締約国報告となる。

（翻訳：佐藤久夫、曽根原純）